

## ④ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

### これまでの取組

- 年金記録については、国民年金は昭和59年以降、厚生年金は昭和61年以降、それぞれオンライン化しコンピュータに直接入力するようになったが、それ以前の記録は合計約8.5億件の紙台帳（マイクロフィルムを含む）として保管されている。
  - ① 国民年金の特殊台帳 0.3億件 → 20年度中にコンピュータ記録との突合せを実施  
※ 対象記録 約3,304万件 → 突合せ完了 約1,226万件（約4割）  
うち、記録補正が必要と考えられる記録 7,777件【20年10月3日現在】
  - ② 国民年金の被保険者名簿（市町村保管） 1.4億件 → 20年度は国への移管の準備
  - ③ 厚生年金の被保険者名簿・原票 6.8億件  
→ サンプル調査の結果、コンピュータ記録との不一致は約1.4%

### 今後の方向

- 全ての受給者・加入者について、お申し出の有無にかかわらず、計画的な突合せを実施し、コンピュータ記録の正確性を確保する。
- 全国に散らばって保管されている紙台帳を電子画像で取り込み、個人単位で集約した上で、簡単に検索できる「電子画像データ検索システム」の構築に向けて、本年度から準備を進め、21年度に整備し、22年度から突合せ作業を効率的に実施できるようにする。

#### 厚生年金被保険者名簿等の記録の突合せ作業スケジュール

平成21年度

平成22・23年度

平成24年～

#### 紙台帳の「電子画像データ検索システム」の整備

- ・ 複数の社会保険事務所に分散して保管されている記録の個人単位での集約化
- ・ 劣化が進む紙記録の電子化

- ① 効率的な突合せ作業のための基盤整備
- ② 国民が年金記録をいつでも簡単に確認できる仕組みの構築
- ③ 年金記録の将来にわたる適切な保管

受給者・加入者からの申出分について実施  
（集中受付期間）

申出のない受給者分

申出のない加入者分

## ⑤ 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

### 事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。(20年10月7日現在、66件)
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年年9月9日公表)
- また、社会保険庁職員の関与に関する調査等を行っていた大臣直属の調査委員会が11月28日に報告書を大臣に提出。

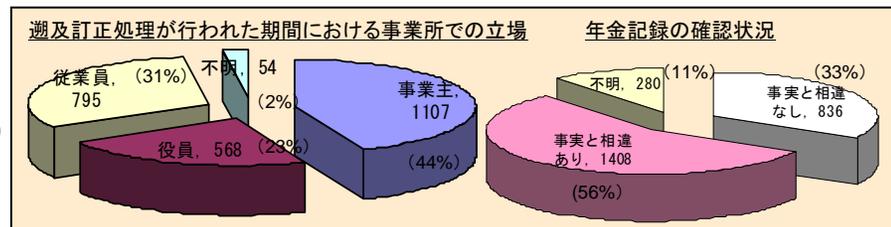
### 今後の方向

- 標準報酬月額等の遡及訂正事案については、「年金記録問題拡大作業委員会」の御意見を伺いながら、被害者救済を第一義とし、併せて、社会保険事務所職員の関与が疑われる事案の事実解明を図る。(20年12月11日に弁護士等5名を新たに「年金記録問題作業委員」に任命。)
- 全てのコンピュータ記録から不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)を抽出し、このうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、社会保険事務所職員が対象者への戸別訪問を開始し、記録の確認及び調査を実施している。

※ 戸別訪問の実施状況(中間報告)(20年11月9日)

訪問件数 2,524件

\* 事務所職員の関与を疑わせるような内容の回答をされた方 140件(5.5%)  
うち、具体性のある内容の回答をされた方 25件(1.0%)



- また、21年中に、厚生年金の受給者全員に対し、標準報酬の情報を含むお知らせを開始する。(加入者については、21年4月から標準報酬の情報を含む「ねんきん定期便」を送付する。)